

文書の存在それ自体による個人の特定の可能性

Possibilities of Identification of the Individual only by Reason of the Existence of the Documents

星野 豊
Yutaka HOSHINO

筑波大学人文社会科学研究所
Graduate School of Humanities & Social Sciences, TSUKUBA UNIVERSITY

要旨

情報公開制度の中で、個人情報に記載されている部分については、当該部分を非公開とする取扱が通例であるが、情報を非公開とするという対応は、当該情報の存在自体は認めているため、限られた属性を有する個人については、文書の存在が明らかにされるだけで、該当する個人が特定されてしまうことがある。本報告では、生徒個人の属性に対応した学習指導状況に関する文書が情報公開請求されたことに対して、文書の存在それ自体の回答を拒否した対応が争われた、名古屋地裁平成22年11月11日判決・平成21年(行ウ)98号事件、及びその控訴審である、名古屋高裁平成23年8月24日判決・平成22年(行コ)47号事件を題材として、文書の存在それ自体によって個人が特定される可能性がある場合から、個人情報の性格と特徴とについて改めて考え、かかる個人情報の性格や特徴を加味したうえで、文書のより合理的な作成管理手法について検討を加える。結論としては、個人のうち、特に少数者に特有の属性に関して抽象的な文書作成を行うことが、このような文書の存在自体による個人の特定につながりやすいこと、及び、それを防止するためには、個人を基調とした文書の作成管理を行うとともに、公開文書と非公開文書とを分ける手法が有益であることを主張する。

キーワード

個人情報、文書の存在、個人の特定、情報の非公開

1. 本報告の目的

本報告は、公立学校に対して行われた情報公開請求に対して、文書の存在それ自体によって該当する個人が特定されるおそれがあるとの理由で、文書の存否自体について回答を拒否したことの当否が争われた裁判例を基に、個人情報の性格や特徴を改めて考えてみたうえで、より合理的な文書の作成管理手法について、検討を加えるものである。

以下では、まず、本報告に関する問題点が争われた具体的な事案として、名古屋地裁平成22年11月11日判決・平成21年(行ウ)98号事件、及び、その控訴審である、名古屋高裁平成23年8月24日判決・平成22年(行コ)47号事件について、事実関係の概要を示し(2)、各審級における裁判所の判決要旨を紹介する(3)。そのうえで、文書の存在自体から与えられる情報と個人情報との関係に基づき、個人情報の性格と特徴とを再考察したうえで(4)、今後におけるより合理的な文書の作成管理手法の可能性について検討を加える(5)。

2. 事実関係の概要

原告Xは、Y県の住民であり、被告Yは、Y県内に県立A高校等を設置管理する地方公共団体である。Y県の制定に係る情報公開条例(以下「本件条例」という)には、次のような規定があった。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたものに対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) [略]

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはでき

ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。〔但書略〕

(3)～(5)〔略〕

(6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求をしたもの〔中略〕に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

Xは、本件条例に基づき、A高校に対し、「地区校長会を特別支援学校で開催しない地区高等学校に限る」という限定を付して「発達障害等を有すると考える児童生徒に対する指導助

言が記載されている文書」を開示するよう求める行政文書開示請求を行った。これに対して、Y県教委から業務連絡を受けたA高校長は、専決により、当該文書があるかないかを答えるだけで、個人情報を開示することとなるため、開示請求に係る行政文書があるともないとも答えることができない、として本件不開示決定を行った。また、A高校以外の本件開示請求の対象となった県立高校67校についても、各高校長の専決により、同一の理由により不開示決定がなされた。本件は、Xが、A高校長の行った本件不開示決定処分に対して、処分の取消を求めて提訴したものである。

Xは、本件訴訟において、X自身は本件文書の開示を求めているものではなく、本件開示請求に対する不開示処分は、文書が存在しないことによる筈であり、不開示の理由としては文書の不存在とすべきであるところ、文書の存在自体を回答しないことは、知る権利の侵害に当たる、と主張した。これに対し、Yは、文書の内容の開示をXが欲していない以上、不開示であるとの結論に対してXは異議を述べていないわけであり、本件不開示処分を取消す必要はないとして、本件訴えの却下を求めると共に、Xの開示請求に係る本件各文書は、各高校にごく僅かな人数在籍している生徒についての特別な支援に関する文書であり、当該文書の存在を明らかにすることによってかかる支援を受けている生徒の存在が明らかとなることから、当該生徒が誰であるかを事実上特定することができてしまうため、当該文書の存在自体を個人情報に準じて開示すべきでない、と主張した。

なお、Yは、後記のとおり第一審で敗訴したが、その後の控訴審において、上記の主張に加えて、Xの請求に係る本件各文書には、個々の生徒の発達障害に関する詳細な情報や関係者の議論の経過等が記されていることから、本件条例7条2号及び6号に言う、「特定の個人を確定することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する情報」ないし「県の行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報」に当たるため、本件文書は不開示とされるべきである、との主張を追加した。

3. 裁判所の判断

(1) 第一審判決(請求認容、処分取消)

①「条例10条によれば、実施機関は、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなる場合に限って、当該行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができるのであるから、上記の場合に該当しないにもかかわらず、

実施機関が開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで不開示決定をしたときには、当該開示請求をした者は、条例の定めるところに従って開示又は不開示の決定を受ける手続上の権利を侵害されたことになるから、その権利を回復するために当該不開示決定の取消しを求める法律上の利益を有するというべきである。」

②「各県立高等学校を単位として本件開示請求に対し応答するとすれば、開示するか否かにかかわらず、当該県立高等学校において本件文書を管理しているか否かが判明することになり、当該県立高等学校において発達障害等を有すると考える生徒が在籍し又は在籍していたか否かが明らかになる。」「そして、当該県立高等学校に発達障害等を有すると考えられる生徒が在籍し又は在籍していたか否かという情報は、それ自体では特定の個人を識別することができる情報とはいいい難いが、当該県立高等学校に在籍し又は在籍していた発達障害等を有する生徒がごく少数である場合には、当該県立高等学校の他の生徒やその保護者等の関係者にとっては、特異な言動をする特定の生徒が存在すること等の他の情報と照合することにより、発達障害等を有するとして、指導助言を受け又は受けていた生徒を特定、識別することが可能になると考えられる。そうであるとすれば、各県立高等学校を単位として本件開示請求に対して応答し、本件文書の存否を明らかにしてしまうと、条例7条2号により不開示情報とされている個人識別情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）を開示することになる場合に該当することになる。」「他方、本件において、Yの主張によれば、地区校長会を特別支援学校で開催しない地区のY県立高等学校は68校あるというのであるが、それらの高等学校に在籍し又は在籍していた発達障害等を有すると考えられる生徒の人数が他の情報と照合することにより個人を識別できる程度にごく少数であることを示す証拠はなく、かえって、Yは、保護者から届出のあった発達障害等により特別な支援を要する生徒の数は、1校当たり1名又は2名若しくは数名であったと主張している。そうだとすると本件文書に関係する68校の高等学校には合計すると相当数の発達障害等を有すると考えられる生徒が在籍し又は在籍していたことになるから、Y県全体を単位として本件開示請求の当否を判断する場合には、本件文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報を開示することとなる場合には当たらないことになる。」

③「本件開示請求については、前記……のとおり、各県立高等学校を単位として応答するとすれば、条例10条に該当することになるが、Xは、本件開示請求において、各県立高等学校

ごとの文書の開示を求めておらず、Yが管理している文書の開示を求めているのみであるのであるから、Y県教委としては、本件開示請求の対象となる県立高等学校68校を一括して、その請求の当否を判断するのが相当であり、このように判断すれば、前記のとおり条例10条に該当することはない。」「そうすると、本件開示請求に対し各県立高等学校ごとに応答して条例10条の場合に該当するとすることは、開示請求に対しては可及的に開示するという条例の趣旨に反し、違法であるといわざるを得ないから、本件開示請求のうちA高校に関する部分につき、条例10条に基づき本件文書の存否を明らかにしないで不開示とした本件処分は違法というべきである。」

(2)控訴審判決（原判決取消、請求棄却）

①「条例7条は開示請求に係る行政文書に同条所定の不開示情報が記録されている場合を除き開示しなければならない旨を定め、条例8条は開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において部分開示が可能な場合には部分開示をすべき旨定めているのであり、本件の場合も各校ごとに判断すると個人識別情報を開示するのと同じことになるが、本件開示請求の対象となる県立高等学校を経過することなく一括して開示すれば個人識別情報を開示することにはならないのであるから、上記条例の趣旨からすれば、当然に一括して開示すべきであって、Yが文書の存否自体を回答しないで不開示としたことは「違法であるといわざるを得ない。」

②Yが控訴審で追加した主張について検討すると、「本件開示請求の対象となる県立高等学校68校中には、本件文書が存在する学校があること、本件文書には、個々の当該生徒ごとに、本人の特性や当該生徒に特徴的な言動、それによって惹起される状況等が、具体的かつ詳細に記載されるのみならず、当該生徒本人やその保護者との間の面談の内容が記録され、当該生徒や保護者の気持ちや生活状況等が具体的かつ詳細に記載されるものであること、当該生徒の指導においては、必要に応じて、臨床心理士や専門医の助言を受けるなど、専門機関との連携を図ることがあるが、その際に専門機関から受けた当該生徒1人1人に対応する助言の内容や、当該生徒だけでなく、その関係者を含めた生活環境についての具体的な支援方法が記録されるものであること、本件文書は、当該生徒の在籍する学校において、当該生徒に対する適切な支援策を講じるために、当該生徒を含む関係当事者に関する事実関係について、その生育歴や家族関係などの背景事情も含め、広範に、具体的かつ詳細に記載することによって、当該生徒の支援に資することを期して作成される

ものであり、正確な事実の調査及び記録と、それを基礎とする忌憚ない意見の交換があって、はじめて当該生徒の適切な支援、指導が図られるものであること、これらの情報が公開されると、当該生徒の家族や関係者において、これらの詳細な事実関係や、それに対する忌憚ない意見をありのまま開示することに萎縮効果が生じ、これらの情報の収集や記録が困難になる結果、当該生徒に対する適正な支援や配慮が実現できなくなるおそれが高いことが認められる。」「上記認定事実からすると、本件文書には、個人の人格に極めて密接に関連する情報の記載があると認められるから、本件文書の記載内容は、条例7条2号本文後段にいう個人情報のうち、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報にあたることを認めるのが相当である。」また、「本件文書が公開されると、当該生徒の家族や関係者において、これらの詳細な事実関係や、それに対する忌憚ない意見をありのまま開示することに萎縮効果が生じ、これらの情報の収集や記録が困難になる結果、当該生徒に対する適正な支援や配慮が実現できなくなるおそれが高いから、本件文書の記載内容は、条例7条6号本文に定める「県の機関〔中略〕が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより〔中略〕当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報にあたることを認めるのが相当である。」

③「したがって、本件文書は条例7条2号本文後段及び同条6号本文に該当する非開示文書であることが認められるから、結果的には、本件文書を非開示とした本件処分は適法であるというべきであり、「Xの請求は理由がないからこれを棄却すべきである。」

4. 個人情報の性格と特徴の考察

本件訴訟の第一審と控訴審とは、判決の主文こそ正反対であるが、これは、前述のとおり、Yが控訴審において不開示となるべき理由を追加して主張したためであり、本報告において検討の対象とする「文書の存在自体による個人の特定可能性」については、完全に同一の判断をしている。すなわち、Xが開示請求した本件各文書は、学校ごとに不開示処分をした場合には、文書の存在により個人が特定されることがありうるが、県全体として一括して不開示処分を行うのであれば、当該文書の存在により個人が特定されることはない、というものである。この判断は、Yの主張する「文書の存在自体による個人の特定可能性」を具体的に認めつつ、運用によって特定可能性を排除すべきである、とするものであり、実務に与える影響は少なく

ないものと思われる。

もっとも、これらの裁判所の判断は、要するに多数の情報を合体させることによって個人の特定可能性は失われる、とするものであるから、理論上この問題に対する新たな観点を示したわけでは全くない。また、実務上の観点としても、個々の文書において個人が特定可能である文書を多数合体させることによって、個人の特定可能性がなくなる、と留保なく言えるかはやや疑問であるため、結局、無関係ないし不必要な情報を多数混入させることによって、個人の特定可能性を可能な限り小さくすることが、実務上必須の対応となりかねない。そうすると、本来必要とされる以上の情報が開示請求対象の文書に含まれることとなるが、これは開示請求への実施機関の対応として煩瑣であることが明らかであるし、場合によっては、個人の特定可能性を失わせるために混入させた他の情報によって、別の個人の特定可能性が生じてしまうおそれも生じないではない。

以上のことからすると、本件で争われた「文書の存在自体による個人の特定可能性」に関する議論を契機として、個人情報の性格と特徴とを改めて考察し、より合理的な文書の作成管理手法について検討することは、理論上も実務上も、十分意義があるものと考えられる。

(1) 文書の存在の確認の目的

本件に関する訴訟記録からすると、Xは、本件文書の具体的内容に興味があったわけでは必ずしもなく、Y県における高校が特別支援教育に関して十分取り組んでいないことを実証することを意図して、本件開示請求に及んだものようである。このように、文書が存在しないことを事実上予測しつつ開示請求を敢えて行うことは、決して珍しいことではない。すなわち、文書が存在しないことを理由として開示がなされないことは、当該文書の対象事項について当該実施機関では一切検討が行われていないことの重要な徴表であり、このこと自体に対する評価や批判が、公に可能となるためである。実際、Yも、控訴審の最終段階で、Xによる本件開示請求の意図は特別支援教育に対する示威行動である旨改めて主張し、証拠を提出したり証人尋問を申し立てたりしたが、裁判所は、弁論終結後にこれらの主張がなされたこともあってか、一切Yのかかる主張や申立を採用せずに、本件文書における情報の性質のみから判断を下している。

いずれにせよ、本件で裁判所が明確に認めているとおり、情報公開が請求された文書における「情報」の中には、当該文書が存在することを前提とした、当該文書に記載された具体的な「情報」のみならず、当該文書が存在するか否かにより評価が分かれることとなる別次元の

「情報」が、常に含まれていることとなる。そうすると、問題は、この文書の存否から明らかになる「情報」の中に、個人を特定することが可能な「個人情報」としての側面が含まれているか否かである。

(2) 個人の属性と文書の存在

改めて言うまでもなく、「個人情報」には、「それ自体により個人を特定することが可能な情報」のほか、「他の情報と組み合わせることにより個人を特定することが可能となる情報」が含まれる。そして、後者の「他の情報と組み合わせることにより個人を特定することが可能な情報」とは、要するに、「当該個人の種々の属性を示す情報のうち、当該個人において他の者と異なる評価を受ける程度に特有の結果を示す情報」に外ならない。なお、ここでいう「個人の属性」とは、広い意味では、外部から量的ないし質的に計測可能な全ての属性が含まれるが、法律上ないし事実上問題を生じさせるおそれがあるものとしては、①当該個人の出自に関する情報（出身地、家族関係、国籍、民族など）、②当該個人の思想信条に関する情報（信仰、宗教、読書傾向、作文など）、③当該個人の私生活に関する情報（居住地、趣味趣向、健康状態、身体的特徴など）、及び、④当該個人の社会的評価に直結する情報（賞罰関係の履歴、特に犯罪歴など）、が挙げられる。

以上の前提を基に、文書の存在自体により個人が特定される可能性について考えてみると、結局、特定の属性を有する個人が全体から見てごく少数である場合には、当該属性に関する何らかの文書が作成されることにより、かなり高い確率で、「文書の存在自体により個人が特定される可能性」が生ずることとなる。実際、本件の文書においても、文書の内容は、特定の生徒の発達障害の具体的状況と特別支援対応の詳細についてであるから、上記の③に該当するわけであり、裁判所により当該文書の存在により個人が特定される可能性があることと認定されたことは、当然であると考えられる。但し、前述のとおり、これらの事項については、同種の属性を有する者が県下全体ではそれなりの数に及ぶものとしても、各生徒が生活する個々の地域において少数者の範疇に属することは明らかというべきであるから、裁判所が県下全域で一括して不開示とすれば個人が特定されることはない判断していることについては、やや疑問であると言わざるを得ない。

(3) 文書中の記述と個人の利益

個人情報の理論的定義からすれば、個人情報とは「何らかの形で個人が特定される情報」というだけであり、その情報が当該個人にとって

社会的ないし経済的に利益ないし不利益をもたらすか否かは、少なくとも定義には関わりがない。しかしながら、現実の問題として、個人情報情報が情報公開制度の中で非公開情報の筆頭とされている最大の理由は、個人情報情報が当該個人の意思を離れて開示されることによって、当該個人に社会的ないし経済的な不利益が及ぶことを防止するためである。従って、文書の存在自体により個人が特定される可能性がある文書を不開示とする実質的な理由としても、当該文書の存在によって当該個人に不利益がもたらされるおそれがあるか否かを、考慮することが事実上必要となると考えられる。

しかしながら、このような考慮は、文書の作成される状況ないし環境によって、その範囲が著しく変化するものであり、社会的ないし経済的な利益ないし不利益をもたらす対象事項を特定することは、文書作成者に極めて大きな負担をかけるものとなる。実際、差別や偏見が生ずる原因として、情報が不十分に社会全体に拡散されることが挙げられるならば、ある事項について文書が作成されたことのみを以て、当該事項に該当する属性を有する者に対して理由のない圧力等がかけられるおそれは十分に考えられることであり、しかして、当該事項に対する文書を作成しないことそれ自体も、社会的に一定の評価を生じさせることはこれまで議論してきたとおりであるから、個人情報保護制度の体制ないし運用としては、これらの実質的な利益ないし不利益に関する判断に踏み込むことは困難であると言うほかなく、個人の特定可能性の有無という社会的にはやや技巧的な側面のみに留まらざるを得ないのが、実情であると思われる。

5. 文書の作成管理手法の再検討

以上述べてきたとおり、文書の存在自体により個人が特定される可能性がある文書とは、特定個人、特に少数者を構成する特定個人の属性に関する文書であると考えて差し支えない。そして、学校をはじめとする公的機関全般について、これらの属性に関する文書を一切作成しないことは実務上不可能であり、理論上も正しいことは言い難い。従って、今後においてこの種の文書をより合理的に作成及び管理する手法について検討してみることが、必要かつ有益と考えられる。

(1) 個人の属性と文書の抽象性

前述のとおり、特定個人に特有の属性に関する文書が作成された場合、当該文書は存在それ自体により個人が特定される可能性があることとなる。従って、個人を特定される可能性が

ある属性に係る事項については、当該属性を基調とした抽象的な文書を作成管理するよりも、むしろ個人を基調とする文書を作成管理し、その中で当該個人の有する種々の属性について記述することにより、上記の問題を事実上回避することが、有益であると考えられる。

もっとも、特定の属性を有する者の存在とその具体的状況について、当該機関の管轄領域内で調査集計をする必要が生ずることは、当該属性に対する補助金の支給等を典型として、実務上避けることはできないため、属性を基調とした抽象的な文書を完全に作成しないことは現実的とはいえない。この場合には、やや逆説的であるが、該当者がいる場合についてのみ文書を作成することが該当者の存在を明らかにする原因となるわけであるから、発想を転換することによって合理的対処が可能となる。すなわち、かかる調査集計が必要となる場合には、該当者の有無に関わらず当該文書は常に作成することとし、文書の具体的内容の次元において、全員について個別に当該属性の有無を記載するほか、当該属性を有する者については、個人ごとに作成されている当該属性に関する別文書の記載を引用するものとするのが、合理的であると考えられる。

このように文書を作成管理することにより、特定の属性を有する文書の存在不存在による区別は事実上回避され、かつ、当該文書自体において、個人の具体的な状況を記述しないことができるうえ、開示請求を受けた場合でも、当該属性の該当の有無に関わらず、各個人の権利利益に関する情報として全体の内容を不開示とすることができるから、文書の存在自体を秘匿する必要もなくなるものと思われる。但し、この文書中に人数等の抽象的記述を加えてしまうと、その部分については個人を特定しない情報として開示請求の対象となる可能性があり、該当者の有無の情報自体は請求者に知られることとなるため、以上の対処が完璧であるかは定かではなく、実務上なお細かな調整が必要となることは否定できない。

(2) 文書中の記述内容の調整

上記のとおり、文書の存在自体により個人が特定される可能性がある文書中では、個人に関する具体的な記述は記載すべきでなく、かかる記述のうち必要なものは、当該個人に関する文書として作成管理することが、合理的であると考えられる。実際、このような方針に基づいて作成される文書中では、個人情報保護制度として踏み込むことが困難である、個人情報に基づいて生ずる社会的ないし経済的不利益のおそれに関しても、当該個人の権利利益の保護という確立された理由の中で、一貫して取り扱うことが可能となり、文書中で記述内容や表現を細

かく調整ないし規制する必要も、事実上生じなくなることを期待される。

もっとも、個人を基調として作成管理される文書において作成者の表現や記述内容を一切規制しないことは、場合によっては、当該個人自身が自己に関する情報の確認を行うために個人情報の開示を求めてきた場合に、問題を生じさせるおそれがないではない。従って、個人を基調として文書を作成管理するとの方針の下においても、本人に対して開示可能な記述部分と本人に対しても開示すべきでない記述部分とは明確に区別することが必要であり、原則として両者は別の文書として作成管理することが、合理的であると考えられる。

(3) 公開文書と非公開文書の連動

以上のとおり、本報告で検討してきた個人を基調とする文書の作成管理方針の下では、公開され、あるいは本人に対して開示される情報と、非公開、ないしは本人に対して開示されない情報とを厳格に区別し、原則として別文書とすることが、文書の作成管理に係る合理性の原点となるわけである。そうすると、この公開を前提とした文書と公開を前提としない文書との連動関係をどのように図るかが、実務上の問題として残ることとなる。実際、上記の文書の作成管理方針の下における非公開を前提とした文書については、その存在自体が一種の情報となって種々の問題を引き起こすおそれがあるため、その存在を含めて公開を前提とする文書の記述から判別できなくすることが、必要であると考えられる。

この点について、有望な手法として検討に値するものは、全ての文書名を数値化ないし記号化して文書名それ自体から内容を推測されないようにすると共に、公開文書中における非公開文書に係る注記の位置を意図的にずらすことによって、公開文書中から非公開文書の存在を推測することを困難にすることである。しかしながら、これは結局、文書の存在自体を判別できなくするという極めて困難な手法の発見を目指すものであり、今後の継続的な検討と考察が必要であることは言うまでもない。

参考文献

- [1] 石森久広「判例解説・専決に起因する発達障害等児童生徒の個人識別性と存否応答拒否」季報情報公開・個人情報保護 41 号 22-25 頁、2011 年
- [2] 塩入みほ「判例解説・発達障害等を有する児童生徒に関する指導助言記載文書の非開示情報該当性」季報情報公開・個人情報保護 48 号 23-27 頁、2013 年